




事業の活用イメージ

本補助金は、新分野展開、事業転換、業態転換など、さまざまな事業再構築の必要経費としてご活用いただけます。
ご参考として、補助対象となる事業の一例をご紹介します。

飲食業  喫茶店経営 →飲食スペースを縮小し、新たに コーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売 を実施。	飲食業  弁当販売 →新規に 高齢者向けの食事宅配事業 を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。	飲食業  レストラン経営 →店舗の一部を改修し、新たに ドライブイン形式での食事のテイクアウト販売 を実施。	小売業  ガソリン販売 →新規に フィットネスジムの運営 を開始。地域の健康増進ニーズに対応。
サービス業  ヨガ教室 →室内での密を回避するため、新たに オンライン形式でのヨガ教室の運営 を開始。	製造業  航空機部品製造 → ロボット関連部品・医療機器部品製造 の事業を新規に立上げ。	製造業  半導体製造装置部品製造 →半導体製造装置の技術を応用した 洋上風力設備の部品製造 を新たに開始。	製造業  伝統工芸品製造 →百貨店などでの売上が激減。 ECサイト(オンライン上)での販売 を開始。
運輸業  タクシー事業 →新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、 食料等の宅配サービス を開始。	食品製造業  和菓子製造・販売 →和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに 化粧品製造・販売 を開始。	建設業  土木造成・造園 →自社所有の土地を活用して オートキャンプ場を整備 し、観光事業に新規参入。	情報処理業  画像処理サービス →映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに 医療向けの診断サービス を開始。

申請方法 提出書類を下記宛に、電子メール(ファイルの添付)により送付、または郵送にてご申請ください。

メールの場合 info@miyagi-chusho-saikochiku.jp

郵送の場合 〒980-6009 仙台市青葉区中央 4-6-1 住友生命仙台中央ビル 9F
株式会社エス・バイ・シーホールディングス内
宮城県中小企業等事業再構築支援補助金事務局

お問い合わせ

〒980-6009 仙台市青葉区中央 4-6-1 住友生命仙台中央ビル 9F
株式会社エス・バイ・シーホールディングス内
宮城県中小企業等事業再構築支援補助金事務局

TEL.022-797-3511 (平日10:00~18:00)

info@miyagi-chusho-saikochiku.jp

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている
宮城県内の中小企業・小規模事業者の皆様へ

宮城県中小企業等 事業再構築支援補助金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい行動・生活様式の浸透など、
ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための
新分野展開、事業転換、業態転換などの事業再構築を宮城県が支援します。

補助金額

上限500万円

※申請期限に関わらず予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了します。

補助対象となる方

資本金又は従業員数(常勤)が下表の要件を満たす事業者で、**事業再構築に取り組む方**が対象となります。
※業種は問いません。

業種	資本金	従業員数(常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下

補助申請には、**2つの申請区分**があります。※重複して申請することはできませんのでご注意ください。

① 国の「事業再構築補助金」を活用し、 事業再構築に取り組む方 (県による上乗せ補助金の申請者向け) 国の「事業再構築補助金」採択者向け	② 国の「事業再構築補助金」を活用せず、 事業再構築に取り組む方 (県独自の補助金の申請者向け) 国の「事業再構築補助金」非採択者、未申請者向け
---	---

詳しくは中面をご確認ください▶

国の「事業再構築補助金」を活用し、事業再構築に取り組む方 (県による上乗せ補助金の申請者向け)

国の「事業再構築補助金」採択者向け

補助の内容

国の「事業再構築補助金」に採択された事業の補助対象経費にかかる
事業者の自己負担分の 1/3 以内(上限 500 万円)を補助します。

(例) 事業費900万円で新しい取組みを実施する場合(※)

※事業費の全てが国の「事業再構築補助金」の補助対象経費となっている場合

- 国の「事業再構築補助金」を活用して新しい取組みを実施する場合... (国の補助率が 2/3 の場合)



- 国の「事業再構築補助金」、県の「中小企業等事業再構築支援補助金」を活用すると... (国の補助率が 2/3 の場合)



本来900万円かかる事業再構築の取組みが **自己資金200万円で可能に**

※申請期限までに国に採択された事業を実施、国からの交付額確定通知等を添付した上で県へ申請する必要があります。補助対象者、補助要件等は国(経済産業省)のホームページをご確認ください。参照/「事業再構築補助金ホームページ」: <https://jigyousaikouchiku.jp/>

補助対象者 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 国の実施する「事業再構築補助金」の交付を受けていること (通常枠、卒業枠、大規模賃金引上枠、グリーン成長枠に限る)
- 中小企業者又は中小企業者と同等と認められる者であること (国の「事業再構築補助金」にある中堅企業等(みなし中堅企業等を含む)は対象外となります)
- 県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主
- 県税に未納がないこと
- 暴力団等との関わりがないこと



(注)書類の添付状況の確認、記載事項の確認など、審査に必要な場合は、申請者に対して、ご連絡を差し上げる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申請期間 令和4年4月18日(月)～令和5年1月31日(火) 電子メール：当日受信有効
郵送：当日消印有効

国の「事業再構築補助金」を活用せず、事業再構築に取り組む方 (県独自の補助金の申請者向け)

国の「事業再構築補助金」非採択者、未申請者向け

補助の内容

採択事業の補助対象経費にかかる
事業者の自己負担分の 2/3 以内(下限 50 万円、上限 500 万円)を補助します。

※対象となる経費が、実質負担額で 75 万円未満(下限額未満)となる場合、補助対象事業となりませんので、ご注意ください。

(例) 事業費750万円で新しい取組みを実施する場合(※)

※事業費全体にかかる経費のうち補助対象経費が 750 万円の場合

- 県の「中小企業等事業再構築支援事業」を活用しない場合...



- 県の「中小企業等事業再構築支援補助金」を活用すると...

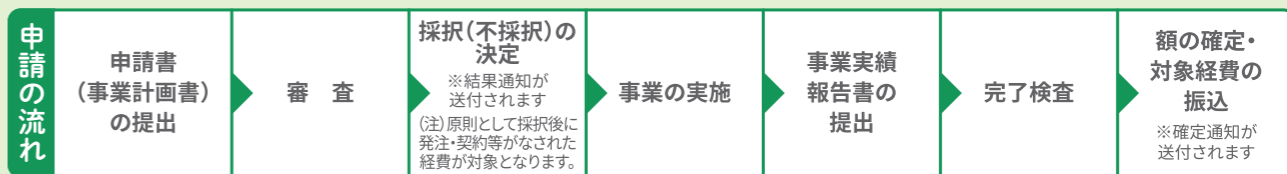


本来750万円かかる事業再構築の取組みが **自己資金250万円で可能に**

補助対象者 以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 2020年4月以降申請日の前月までのいずれか1ヶ月間の売上が、2019年1月から2020年3月までの同月比で10%減少していること
- 事業再構築のための事業計画を策定・提出すること
- 中小企業者又は中小企業者と同等と認められる者であること (中堅企業等(みなし中堅企業等を含む)は対象外となります。)
- 県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主で、県内で事業再構築に取り組むこと
- 県税に未納がないこと
- 暴力団等との関わりがないこと

【以下、採択された場合の流れ】



(注)書類の添付状況の確認、記載事項の確認など、審査に必要な場合は、申請者に対して、ご連絡を差し上げる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申請期間 令和4年4月18日(月)～令和4年5月31日(火) 電子メール：当日受信有効
郵送：当日消印有効

